入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年11月19日

独立行政法人都市再生機構
東日本賃貸住宅本部
本部長　田島　満信

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　長岡市大手通坂之上町地区再開発施設建築物（Ａ－２街区）建設工事

⑶　工事場所　新潟県長岡市大手通二丁目３番10

⑷　工事内容

イ　建設工事一式　鉄骨造、地上10階建、延床面積　約18,600㎡

ロ　主要用途

(ｲ)　事務所（１～２階、６～10階）
延床面積　約12,020㎡

(ﾛ)　図書館（３～５階）
延床面積　約4,605㎡

(ﾊ)　共用部
延床面積　約1,975㎡

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和５年５月31日まで（予定）

⑹　追加工事　なし

⑺　工事実施形態

イ　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の受付の際に、競争参加資格確認資料並びに「企業の技術力」、「予定配置技術者」及び「施工計画」に関する資料（以下、「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

ロ　本工事は、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

ハ　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

ニ　本工事は、４週６閉所促進工事（発注者指定方式）の試行工事である。

ホ　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

ヘ　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

ト　本工事においては、申請書の提出（ただし、資料の提出は持参又は郵送するものとする。）及び入札等を電子入札システムにより行う。

電子入札システムにより難い者は、当機構東日本賃貸住宅本部長（以下「本部長」という。）の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

なお、紙入札方式に関する申請については、東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札課に承諾願を２部提出して行うものとする。様式については、当機構ＨＰより入手すること。（詳細は、「機構ＨＰ」→「入札・契約情報」→「入札・契約手続き」→「電子入札」→「電子入札運用基準」よりダウンロード可能。）

2　競争参加資格　次の⑴から⑰に掲げる条件をすべて満たしている者又は⑱の構成基準により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であり、かつ、⑲に掲げる競争参加資格の確認の手続きにより上記１に示す工事（以下「本工事」という。）に係る共同企業体としての競争参加資格（以下「共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者であること。

⑴　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

⑵　当機構東日本地区における令和元・２年度（平成31・32年度）の一般競争参加資格について建築工事の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査により再認定を受けていること。）。

⑶　当機構東日本地区における令和元・２年度（平成31・32年度）の一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。）なお共同企業体の構成員の組合せは、２社の場合、客観点数1,200点以上、900点以上の組合せ、３社の場合、客観点数1,200点以上、900点以上、900点以上の組合せとする。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　申請書及び資料の提出期限日から開札までの期間に、当機構から本工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

⑹　工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、受注者として不適当であると認められる者でないこと。

なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な契約不適合が認められるにもかかわらず、契約不適合の存在自体を否定する等の行為をいう。

⑺　当機構東日本賃貸住宅本部（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

⑻　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　総合評価に係る「施工計画」が適正であること。

⑽　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。（詳細は、「機構ＨＰ」→「入札・契約情報」→「入札心得・契約関係規程」→「入札関連様式・標準契約書」→「標準契約書等について」→「別紙　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。）

⑾　発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。

⑿　平成22年度から公告日の前日までの期間に元請として完成後引渡しを済ませた同種工事の実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が30%以上（２社）、20%以上（３社）の場合のものに限る。）

イ　単独申込みの場合は、次に掲げる同種工事１の実績を有すること。

同種工事１とは、「鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の６階建以上かつ延床面積12,000㎡以上の施設建築物の建設工事（主要用途が住宅以外の建築物）」の施工実績をいう。

ロ　共同申込みの場合は、次の(ｲ)及び(ﾛ)に掲げる条件を満たすこと。

(ｲ)　共同企業体の代表者は上記⑿イの実績を有すること。

(ﾛ)　共同企業体の代表者以外の構成員については、次に掲げる同種工事２の実績を有すること。

同種工事２とは、「鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の延床面積3,000㎡以上の施設建築物の建設工事（主要用途が住宅以外の建築物）」の施工実績をいう。

⒀　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。）を本工事に配置できること（共同申込みの場合は、共同企業体の全ての構成員が配置できること。）。

イ　一級建築士又は１級建築施工管理技士の資格を有する者若しくはこれらと同等以上の能力を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

ロ　平成22年度から公告日の前日までの期間に、単独申込み及び共同申込みの代表者にあっては上記⑿イに掲げる工事について、上記⒀イの有資格者としての経験を有する者（共同申込みの代表者以外にあっては⑿ロ(ﾛ)に掲げる工事について、上記⒀イの有資格者としての経験を有する者）であること。